ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(4)-2
日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブの取扱い

I. 本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の SPPI 要件に基づくアプローチに関する検討の前段階として、複合金融商品に関する IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等[1]の定めを確認した上で、複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブの取扱いに関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承された。また、基準開発の進め方について、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先的に検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった[2]。

3. フェーズ 1 における主な検討項目及び検討の進め方について、第 571 回企業会計基準委員会等[3]では次のことを提案した。

   主な検討項目

[1] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）及び企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「払込資本複合金融商品適用指針」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

[2] その他の領域（株式を含む。）については、フェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。

[3] 第 571 回企業会計基準委員会と第 250 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 19 日開催）を合わせて「第 571 回企業会計基準委員会等」という。

(1) 分類のアプローチ（事業モデル及び SPPI 要件に基づくアプローチを採用するかどうか、負債性金融商品と資本性金融商品との区分）

(2) 実効金利法による償却原価で測定する金融資産[4]の範囲（予想信用損失モデルを適用する金融資産の範囲）

(3) 組込デリバティブ

(4) 公正価値オプション

検討の進め方

(1) IFRS 会計基準の分類及び測定の定めを導入した場合の影響について分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の定めを参考に検討する。

(2) 日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容（例：事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理）に照らして、整理を行う。

4. 前項の提案に関して、これまでの審議において、他の論点と密接に関連する分類のアプローチを優先的に検討することが考えられるとの意見が聞かれている。ここで、複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブ要素の区分要否は、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に基づくアプローチに関する事務局の分析に影響すると考えられる。

5. このため、SPPI 要件に基づくアプローチに関する検討の前段階として、複合金融商品に関する IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等の定めを確認した上で、複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブの取扱いに関する ASBJ 事務局の分析をお示しする。なお、本資料は事業モデル及び組込デリバティブと密接に関連する SPPI 要件に関する分析を含んでいないため、ASBJ 事務局からの提案は含んでいない。また、公正価値オプションについては今後検討を行うこととしているため、次項以降の分析において公正価値オプションに関連する分析も含んでいない。

III. 複合金融商品に関する定めの確認

IFRS 会計基準における定め

[4] その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定しつつ当期純利益の算定において実効金利法による償却原価を用いるものを含む。

6. 金融資産が主契約である混合契約については、主契約とデリバティブを分離せず、当該金融資産全体で分類を行うことが要求されている。この取扱いについて、IASBは、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の混合契約の分離に関する要求事項は複雑であり、金融資産を主契約とする混合契約についての組込デリバティブの分離に関する要求事項を削除することで金融資産の財務報告の複雑性が低下すると共に、混合契約全体に IFRS 第 9 号の分類アプローチを適用することで将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性をより忠実に描写することになるとしている（IFRS 第 9 号 4.3.2 項及び BC4.89 項）。

金融商品会計基準等における定め

7. 金融商品会計基準等では、契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品と、その他の複合金融商品に区分して会計処理を定めている（金融商品会計基準第 35 項から第 40 項）

（払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品）

8. 金融商品会計基準等では、契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品を取得した場合の会計処理として、転換社債型新株予約権付社債[5]及びその他の新株予約権付社債[6]に関する取扱いを定めている。

転換社債型新株予約権付社債

9. 転換社債型新株予約権付社債については、社債と新株予約権に区分せず、普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える（一括法）。（金融商品会計基準第 37 項及び払込資本複合金融商品適用指針第 20 項）

その他の新株予約権付社債

10. その他の新株予約権付社債については、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の取得に準じて処理し、新株予約権の対価部分は新株予約権の取得者側の会計処理に準じて、有価証券の取得として処理する（区分法）。（金融商品会計基準第 39 項並びに払込資本複合金融商品適用指針第

[5] 募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）をあらかじめ明確にしている新株予約権付社債であって、会社法の規定に基づき発行されたものをいう。（払込資本複合金融商品適用指針第 3 項）

[6] 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債をいう。（払込資本複合金融商品適用指針第 21 項）

22 項及び第 7 項)

(その他の複合金融商品)

11. その他の複合金融商品については、原則として一体として処理する。ただし、次のすべての要件を満たした場合には、組み込まれたデリバティブを組込対象である金融資産と区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。(金融商品会計基準第 40 項及びその他の複合金融商品適用指針第 3 項)

(1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があること

(2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴[7]を満たすこと

(3) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があることに関する定め

12. 前項(1)の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ」とは、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少(毀損)する可能性があることをいうとされている。また、受取利息がマイナスとなる可能性があるものについても、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ場合に含まれるとされている。さらに、他社株転換社債や重要な損失をもたらす行使価格のついた期限前償還権が付された債券及び貸付金(これらに類似する契約を含む。)についても、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があるものとして例示されている。(その他の複合金融商品適用指針第 5 項、第 18 項及び第 6 項)

13. ただし、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資

---

[7] デリバティブの特徴について、金融商品実務指針第 6 項では次のものが示されている。
(1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数(これらは基礎数値と呼ばれる。)の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
(2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
(3) その契約条項により純額(差金)決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にある場合[8]は、契約上、当初元本を毀損する可能性があっても、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性はないものとして取り扱うこととされている。(その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3))

第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている複合金融商品

14. 第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている複合金融商品（例：クレジット・リンク債）が、実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合において、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性はないものとして取り扱うこととし、組込デリバティブを区分して処理する必要はないとされている[9]。（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)及び第 27 項）

15. ただし、前項の複合金融商品を満期保有目的の債券又はその他有価証券として取り扱っており、もはや信用リスクが高くないとはいえなくなった場合には、その時点の時価を新たな取得原価として、組込デリバティブを区分処理することとされている。(その他の複合金融商品適用指針第 27 項)

損益を調整する複合金融商品

16. 損益を調整する複合金融商品（デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めずに後で一括して授受するスキームや複数年に 1 回しか利払いがないスキーム等）については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がない場合であっても、区分処理することとされている。(その他の複合金融商品適用指針

---

[8] その他の複合金融商品適用指針では、次のデリバティブが示されている。（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)）
(1) 当該契約と同一通貨である金利に係るデリバティブ
(2) 当該契約と同一通貨である物価指数に係るデリバティブ
(3) 当該契約と同一通貨である債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ

[9] 特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込むことによって組成された複合金融商品（例：クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券）については、当該複合金融商品全体の信用リスクが高くない場合（格付機関による格付けに基づいて満期保有目的の債券として設定した適格要件を満たしている場合や、これと同等程度の客観的な信頼性を確保し得る方法により判断されている場合を含む。）、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられることから組込デリバティブを区分して処理する必要はないこととなるとされている。（その他の複合金融商品適用指針第 27 項）

第 7 項）

組込デリバティブを区分して測定することができない場合の会計処理

17. 組込デリバティブの区分処理を行うべき複合金融商品（本資料第 11 項参照。）について、当該複合金融商品の時価は測定できるが、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができない場合には、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上する（すなわち、FVPL で測定する）こととされている。（その他の複合金融商品適用指針第 9 項）

組込デリバティブに関する区分経理の定め

18. 本資料第 11 項の「(1)組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があること」又は「(3)当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと」の要件を満たさない場合でも、金融機関のように、管理上、組込デリバティブを区分しているときは区分処理することができるとされている。（金融商品会計基準第 118 項及びその他の複合金融商品適用指針第 4 項）

IV. ASBJ 事務局による分析

19. 組込デリバティブに関して、IFRS 会計基準では、主契約と組み込まれたデリバティブを分離せず、当該金融資産全体で分類を行うことが要求されている。他方、日本基準では、一定の要件を満たした場合に組み込まれたデリバティブを組込対象である金融資産と区分することとなる。このため、以降では、まず複合金融商品である金融資産について組込デリバティブに関する区分処理の定めを残すべきかどうかについての分析を行う。その上で、仮に金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する定めを維持した場合の影響についての分析を行う。

（組込デリバティブの区分処理の定めを残すべきかどうかについて）

20. IFRS 会計基準では、複合金融商品（混合契約）である金融資産については組込デリバティブの分離に関する要求事項を設けず、金融資産全体で分類を行うこととされている。この理由について、金融資産の財務報告の複雑性が低下すると共に、混合契約全体に IFRS 第 9 号の分類アプローチを適用することで将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性をより忠実に描写することになるとしている。

21. 仮に金融資産の組込デリバティブに関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の長所としては、次のことが考えられる。

(1) 金融資産に組み込まれたデリバティブについて、組み込まれた現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるかどうかの判断や区分して会計処理する必要があるかどうかの判断が不要となることから、一定のコスト軽減につながると考えられる。

(2) IFRS 第 9 号では、分類及び測定と減損が体系として整合的となっているため、IFRS 会計基準の定めを取り入れた場合には、減損に関する定めとの不整合は生じない。

(3) IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 会計基準に従い作成する連結財務諸表を作成する上で、基本的に修正が不要となると考えられる。

22. 他方、組込デリバティブの区分処理について、従来から ASBJ は次の観点から区分処理する方がより適切であると主張している。

(1) 一定の要件を満たすデリバティブが組み込まれた金融資産（混合契約）については、主契約である金融資産と組み込まれたデリバティブを分離して個別に会計処理することが、金融商品が異なるリスク特性を有する要素で構成されているという経済的な実態をより忠実に表現することにつながると考えられる。

(2) 銀行等金融機関では、継続的に主契約である貸出金と組み込まれたデリバティブが別個に管理され、組み込まれたデリバティブと類似の特徴を有するデリバティブ商品を単独でも取引しており、単独のデリバティブと組み込まれたデリバティブが集合的に管理されている場合がある。こうした金融機関では、金融資産が主契約である混合契約を分離することで、会計上のミスマッチを抑制することにもつながっていると考えられる。

(3) IFRS 会計基準では、金融資産については組込デリバティブの区分処理を求めない一方、金融負債については組込デリバティブの区分処理を求めており、非対称となっている。

23. また、米国会計基準においても、金融商品会計基準等と同様に一定の要件を満たした場合には組み込まれたデリバティブを組込対象である金融資産と区分することとされている。具体的には、次の要件のすべてを満たす金融資産を主契約とする組込デリバティブについては、主契約とデリバティブを区分することが要求されている。(ASC 第 815-15-25-1 項)

(1) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスク

と明らかに密接に関連していない[10]。

(2) 当該混合金融商品は、他の一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に基づき公正価値で再測定されない（公正価値の変動は発生時に損益として計上されない）。

(3) 組込デリバティブと同様の条件の別個の金融商品が、Subtopic815-10 の要求事項の対象となるデリバティブである（混合金融資産の初期投資額は、組込デリバティブの初期投資額とはみなされない）。

なお、組込デリバティブに関する金融商品会計基準等と米国会計基準との比較については、別紙を参照のこと。

24. 本資料第 22 項及び前項を踏まえると、複合金融商品である金融資産について組込デリバティブに関する区分処理の定めを残すことについて、国際的に説明することは可能と考えられる。また、複合金融商品である金融資産について組込デリバティブに関する区分処理の定めを残す場合には、現行実務からの変更が少なくなるという長所があると考えられる。

25. 本資料第 21 項に記載した金融資産の組込デリバティブに関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の長所と前項に記載した複合金融商品である金融資産について組込デリバティブに関する区分処理の定めを残す場合の長所のいずれを優先すべきかについては、利害関係者の立場によって意見が異なる可能性があると考えられる。

26. 仮に複合金融商品である金融資産について組込デリバティブに関する区分処理の定めを残す場合において、本資料第 21 項に記載した金融資産の組込デリバティブに関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の長所についても追求する場合には、組込デリバティブの区分処理を行うべき複合金融商品（本資料第 11 項参照。）について、その他の複合金融商品適用指針第 9 項の「複合金融商品の時価は測定できるが、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができない場合」という要件を緩和し、企業の選択により、複合金融商品全体を FVPL で測定す

[10] 米国会計基準では、経済的特徴とリスクに関する詳細なガイダンスが設けられており、例えば一定の要件を満たす金利に係るデリバティブ（例：組込デリバティブが主契約に係る投資者の当初の収益率を少なくとも 2 倍以上にする可能性があり、主契約と同じ条件かつ同じ信用力の債務者に対する契約における現在の市場利回りの少なくとも 2 倍以上の収益率となる可能性があるもの）については、経済的特徴とリスクが明らかに密接に関連していないものに含まれる（明らかに密接に関連しているとはみなされない）とされている。（ASC 第 815-15-25-26 項 b）

ることを認めることが考えられる。

（組込デリバティブの区分処理に関する定めを維持した場合の影響）

27. ここでは、仮に金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する定めを維持した場合の影響についての分析を行う。

28. 複合金融商品である金融資産について、金融商品会計基準等に従って組込デリバティブが区分されている複合金融商品及び一体で処理されている複合金融商品としては、次のものが考えられる。

(1) 組込デリバティブが区分されている複合金融商品

① その他の新株予約権付社債[11]

② 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産の経済的性格及びリスクが緊密な関係になく、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少（毀損）する可能性があるもの

③ 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産の経済的性格及びリスクが緊密な関係にあり[12]、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少（毀損）する可能性が低いとはいえないもの

④ 他社株転換社債並びに重要な損失をもたらす行使価格のついた期限前償還権が付された債券及び貸付金（これらに類似する契約を含む。）

⑤ 一定の要件を満たす第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている複合金融商品（例：クレジット・リンク債）のうち、信用リスクが高くないとはいえなくなった債券（売買目的有価証券に区分されるものを除く。）

(2) 一体で処理されている複合金融商品

① 転換社債型新株予約権付社債

② 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産の経済的性格及びリスクが緊密な関係になく、組込デリバティブのリスクにより現物の金

[11] 区分された新株予約権部分については、フェーズ2において検討することが考えられる。
[12] 金融商品会計基準等では、経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるデリバティブとして、金融資産と同一通貨である金利や物価指数に係るデリバティブが例示されている。（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)）

融資産の当初元本が減少（毀損）する可能性がないもの

③ 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産の経済的性格及びリスクが緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少（毀損）する可能性が低いもの

④ 一定の要件を満たす第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている複合金融商品（例：クレジット・リンク債）のうち、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる金融資産

29. 前項(1)の組込デリバティブが区分されている複合金融商品については、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられるため、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に基づくアプローチを採用することによる影響は限定的であると考えられる。また、金融機関を中心とする一部の企業では、組込デリバティブに関する区分経理の定め（本資料第 18 項参照。）を適用して、前項(2)の一体で処理されている複合金融商品についても、組込デリバティブを区分処理している場合があると考えられることから、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に基づくアプローチを採用することによる影響は限定的であると考えられる。

30. 他方、組込デリバティブに関する区分経理の定めを適用していない企業では、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に基づくアプローチを採用した場合、本資料第 28 項(2)の一体で処理されている複合金融商品について、SPPI 要件を満たしていないものとして取り扱われる可能性があると考えられる。

ディスカッション･ポイント

本資料第 19 項から第 30 項の事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以　上

別紙：組込デリバティブに関する金融商品会計基準等と米国会計基準との比較

本資料第 23 項に記載のとおり、米国会計基準においても、金融商品会計基準等と同様に一定の要件を満たした場合には組み込まれたデリバティブを組込対象である金融資産と区分することとされている。ただし、組込デリバティブの区分処理の要件に関して、金融商品会計基準等と米国会計基準を比較すると、主に次の相違点があると考えられる。

(1) 金融商品会計基準等では、組込対象である金融資産の当初元本が減少（毀損）する可能性がある又は可能性が低いとはいえない場合にのみ、組み込まれたデリバティブを区分することを要求している。他方、米国会計基準では、このような要件は設けられていない。

(2) 金融商品会計基準等では、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にある場合であっても、現物の金融資産の当初元本が減少（毀損）する可能性が低いとはいえない場合には、組込デリバティブを区分することが要求されている。他方、米国会計基準では、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連しているような場合には、組込デリバティブを区分することは要求されない。

(1) の相違点を踏まえると、米国会計基準の分離規定を適用した場合には、本資料第 28 項 (2) に示す複合金融商品の多くについても、組込デリバティブを区分処理することになると考えられる。

また、(2)の相違点については、物価指数に連動するデリバティブが組み込まれた金融資産等が影響を受けると考えられるものの、IFRS 第 9 号ではレバレッジのないインフレ指数に連動している金融商品は SPPI 要件を満たすとされている（IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 A）ことを踏まえると、大きな問題は生じないと考えられる。

以　上